

京都市告示第627号

次の土地を、京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づく区域として指定しましたので、条例第6条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年2月1日

京都市長 門川大作

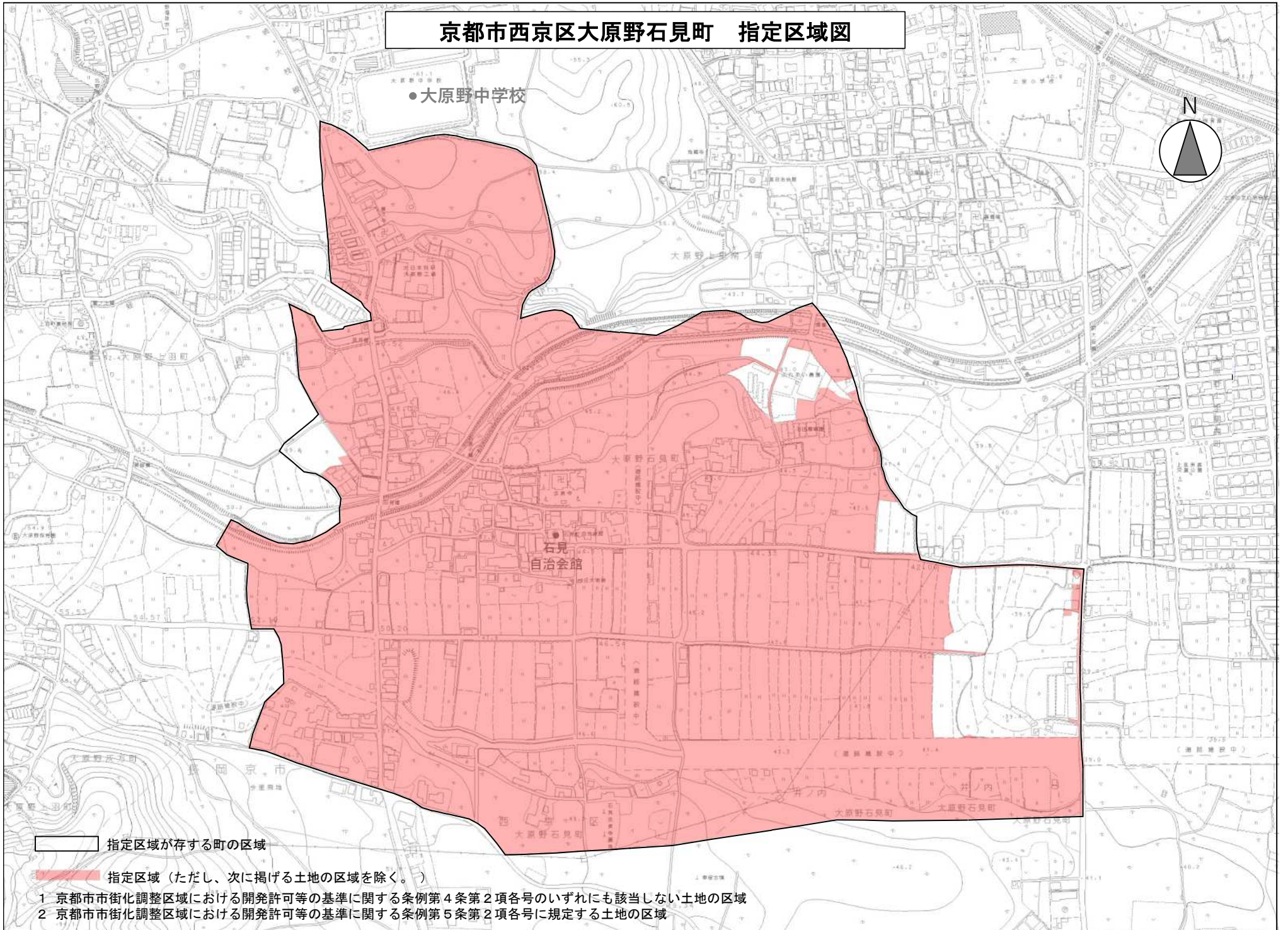
指定する土地の区域

別図において赤色で示す土地の区域のうち、次に掲げる土地の区域を除くもの。

- 1 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない土地の区域
- 2 条例第5条第2項各号に規定する土地の区域

京都市西京区大原野石見町 指定区域図

●大原野中学校



指定区域が存する町の区域

指定区域 (ただし、次に掲げる土地の区域を除く。)

- 1 京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない土地の区域
- 2 京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例第5条第2項各号に規定する土地の区域